

船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経済的な理由により自宅に家庭用エア・コンディショナー（以下「エアコン」という。）を設置していない又は現に設置しているエアコンが故障により使用できない住民税非課税世帯等に対し、エアコンの購入等に係る費用を助成する船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、熱中症等による健康被害の予防を図ることを目的とする。

(助成対象世帯)

第2条 助成金の対象となる世帯（以下「助成対象世帯」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす世帯とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき市の住民基本台帳に記録されている者を構成員とする世帯であること。ただし、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している等の特別な配慮を要する場合は、この限りではない。
- (2) 同一の世帯に属する者全員が、令和7年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者若しくは市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより市町村民税均等割を免除された者である世帯、令和7年度分の市町村民税均等割が課税される者であって、同法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法附則第5条の12の規定の適用を受ける前のもの）の額が0円以下である者（以下「均等割のみの課税者」という。）のみの世帯又は均等割のみの課税者及び均等割が課税されない者のみの世帯又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であること。
- (3) 居住している住宅においてエアコン（壁又は窓枠に固定して設置するものに限る。以下この号において同じ。）がない、又は故障等により冷房機能を使用できるエアコンがない世帯であること。
- (4) 生活保護法による被保護世帯である場合は、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7の2（6）ウ及びエに基づく冷房器具及びその設置費用の支給を受けることができない世帯であること。

- (5) 同一の世帯に属する者全員が、船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 外国人世帯である場合は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）における在留資格の取扱いに準じた在留資格を有すること。
- (7) この要綱により既に助成を受けたことがある世帯ではないこと。

（助成対象機器等）

第3条 助成金の助成の要件は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 第6条第2項の規定によるエアコン設置予定の住居への訪問調査後、市長が定める期日までに、エアコンを購入すること。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 購入するエアコンが、次に掲げる要件に該当すること。

ア 壁又は窓枠に固定して設置するエアコン（新品の製品に限る。以下この号において同じ。）であること。ただし、住宅の構造等を理由にエアコンを壁又は窓枠に固定して設置することが困難であると市長が認めるときは、その他のエアコン（冷風機を含む。）を対象とすることができる。

イ 助成対象世帯が居住する住宅に設置するものであること。

ウ 営業の用に供するものでないこと。

2 助成の対象となるエアコンの台数は、1世帯につき1台とする。

（助成対象経費）

第4条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) エアコン本体購入費
- (2) 配送費
- (3) 設置工事費
- (4) リサイクル料金

2 クレジットカードを利用して助成対象経費を支払う場合については、第6条第2項に規定する要件確認結果通知書の交付を受けた後、令和8年9月30日までにクレジットカード決済（引落しを除く。）及び納品又は検査が完了していることを助成の要件とする。

3 第1項の規定にかかわらず、延長保証料及び助成金の交付を受けようとする者が自らエアコンの設置工事を行った場合における当該設置工事に要した費用は、助成の対象としない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の実支出額又は10万円のうち、いずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。

(要件確認の申込み)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、令和8年3月2日から同年6月1日までの期間で、かつ、エアコンを設置する前に、船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金要件確認申込書(第1号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定により申込があった場合は、市長は、当該申込をした者(以下「申込者」という。)が居住するエアコン設置予定の住居の訪問調査を行い、船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金要件確認結果通知書(第2号様式。以下「要件確認結果通知書」という。)を当該申込者に交付するものとする。ただし、住居の訪問調査によらずに申込者が第2条各号に規定する要件に該当しないと認めるときは、訪問調査を省略することができる。

(交付申請)

第7条 要件確認結果通知書の交付を受け、第2条各号に規定する要件を満たす世帯であることの確認を受けた者は、船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金交付申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、令和8年9月30日までに申請しなければならない。

- (1) 助成対象経費の実支出額を確認できる書類
- (2) 振込先口座を確認できる書類(添付した口座への振込を希望する方のみ)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付可否の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金交付可否決定通知書(第4号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(交付の時期等)

第9条 助成金は、前条の規定により交付の決定をした者（以下「交付決定者」という。）に対して、通知した日から起算して30日以内に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条の規定による申請をした者が、代理人に助成金の受給を委任したときは、市は、交付決定者に対して助成金として支給すべき限度において、当該交付決定者に代えて、当該代理人に助成金を支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、交付決定者に助成金の支給があったものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により、助成金を交付する旨の決定を受け又は助成金の交付を受けたときは、助成金を交付する旨の決定を取り消し又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定による交付する旨の決定を取り消す又は交付した助成金を返還させる場合は、当該交付決定者に対し、速やかに船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金交付決定取消通知書兼返還命令書（第5号様式）により通知するものとする。

（状況調査）

第11条 市長は、必要に応じて、助成金の対象となったエアコンの状況調査を行うことができる。

（電子申請等）

第12条 この要綱の規定による申込、申請等で市が指定するものについては、市が定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と当該申込、申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

（補則）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

第1号様式

船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金要件確認申込書

年 月 日

船橋市長 あて

次のとおり、船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金の要件確認のため、船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金交付要綱第6条第1項の規定により申し込みます。

申込者	ふりがな		電話番号	
	氏名		生年月日	
	住所			
世帯員	氏名	(続柄:)		
	氏名	(続柄:)		
	氏名	(続柄:)		
世帯区分	<input type="checkbox"/> 申込者及び世帯の全員が令和7年度の住民税非課税又は均等割のみ課税の世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯			
申込理由	<input type="checkbox"/> 自宅にエアコンを設置していないため。 <input type="checkbox"/> 自宅にエアコンは設置しているが、故障等により冷房機能が使用できないため。			
同意・誓約事項	<input type="checkbox"/> 裏面記載の各事項について、同意又は誓約・確認した。			

※後日市から申込者に連絡の上、訪問日時を調整します。所要時間は、30分程度です。

添付書類

(令和7年1月2日以降に船橋市に転入した方のみ) ● 世帯全員の令和7年度住民税課税(非課税)証明書 (配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方のみ) ● 支援措置等を受けていることが確認できる書類
--

1 同意事項

- (1) 船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金の交付可否の審査に必要な範囲で、申込者及び世帯員の住民基本台帳情報、住民税情報、生活保護受給情報、価格高騰支援給付金、定額減税補足給付金情報等を調査、確認することに同意する。
- (2) 船橋市は、同助成金の交付に伴い、申込者が締結するエアコンに関する契約、それに伴う諸工事及び家主との賃貸借契約に関する事項について一切の責任を負わないことに同意する。
- (3) 船橋市職員が訪問調査する際、必要に応じて自宅の外観・内観を撮影することに同意する。

2 誓約・確認事項

- (1) 同助成金の上限額は100,000円であり、上限額を超えた部分については自己負担となること。
- (2) 自宅への訪問調査後に購入・設置した新品のエアコンが助成対象となること。
- (3) 訪問調査後のエアコンの購入及び設置工事の依頼は、申込者が行うこと。
- (4) エアコンの購入・設置完了後に、船橋市へ助成金の交付申請を行う必要があり、交付申請を行わなかった場合、助成金は交付されないこと。
- (5) エアコンの設置場所は、申込者の自宅であること。
- (6) 自宅に現にエアコンを設置しているが、故障等で冷房機能を使用できないことを理由に同助成金を申請する場合は、当該エアコンの所有権が申込者にあること。
- (7) 設置場所が賃貸物件の場合は、同助成金の申請前に当該物件の貸主にエアコンの設置について承諾を得ていること。
- (8) 同助成金で購入・設置したエアコンについて、申込者は最善の注意をもって使用し、維持管理に努めること。
- (9) 同助成金で購入・設置したエアコンを事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (10) 助成金の交付申請に係る書類の不備による振込不能等があり、市において確認等に努めたにもかかわらず、市長が定める期日までに当該書類の補正が行われないことその他助成決定者の責に帰すべき事由により、助成金の支給ができなかったときは、当該助成に係る申請は取り下げられたものとみなすこと。
- (11) 申込者及び世帯員は、暴力団員等や暴力団密接関係者ではないこと。

第2号様式

船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金要件確認結果通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで申込みのあった船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金の要件確認について、下記のとおり結果を通知します。

記

- 1 船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金交付要綱第2条各号に規定する要件を満たす世帯であることを確認しました。
- 2 船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金交付要綱第2条各号に規定する要件を満たす世帯であることを確認できませんでした。

理由：

第3号様式

船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

申請者	ふりがな		電話番号	
	氏名		生年月日	
	住所			

2 交付申請額

助成対象経費の実支出額又は10万円のうち、いずれか少ない額

※助成対象経費 エアコン本体購入費、配送費、設置工事費及びリサイクル料金

3 助成金の支払先

(1) 価格高騰支援給付金、定額減税補足給付金又は生活保護の支給口座

(2) 本助成金交付申請書に添付した振込先口座を確認できる書類

(金融機関・支店・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写し等)

※金融機関で口座が作れない等の特別な事情がある方は、船橋市地域福祉課（047-436-2333）までお問い合わせください。

※代理人による受給を希望する場合は、裏面の委任欄を記載の上、提出してください。

4 添付書類

(1) 助成対象経費の実支出額を確認できる書類

(2) (3助成金の支払先で(2)を選択した人のみ) 振込先口座を確認できる書類

【代理人による受給の委任欄】

委任者 住所
氏名 印

私は、下記の者を代理人と定め、船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金の受給を委任します。

代理人（受任者） 住所（法人の場合、所在地）
氏名（法人の場合、名称及び代表者氏名）

第4号様式

船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金交付可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付けで申請のあった船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する。

交付決定額 円

(通知した日から起算して30日以内に指定口座へ振込します)

2 交付しない。

理由

第5号様式

船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金交付決定取消通知書
兼返還命令書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

船橋市住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金交付要綱第10条第2項の規定により、
次のとおり助成金の交付決定を取り消し、返還を命じます。

交付決定年月日	
文書番号	
交付決定額	
既交付額	
交付決定取消額	
返還すべき金額	
返還期限	
返還を命ずる理由	
返還方法	